

国家試験免除コース

新設 六級海技士(航海・機関)第二種養成講習のご案内

令和元年5月30日に、新たに、6級海技士(航海)・内燃機関6級海技士(機関)第二種養成施設の12日間の養成の基準が改正(創設)されました。

この講習を修了すると海技試験の学科試験が免除されます。併せて実施する海技免許講習を修了し、身体検査の国家試験に合格すれば海技免状を取得することができます。

この講習は、**3年以上の甲板部の乗船履歴**(うち1年は航海当直部員としての乗船履歴)

3年以上の機関部の乗船履歴(うち1年は機関当直部員としての乗船履歴)

いずれも、講習期間は、**12日間(96時間以上)**となります。

各講習の概要、受講方法等は次の通りです。定員がありますのでお早めにお申し込みください。

記

1 募集定員 各コースとも15名(各コース共に申込みが最低実施人数3名に満たない場合は開催しません。)

2 講習期間 12日間 ※前日に入学試験があります。
講習終了後、海技免許講習は、航海科 6日間・機関科 3日間 がかかります。

3 受講資格 以下の①から④全ての要件を満たすこと。

※ 6級海技士(航海)の場合

- ① 総トン数5トン以上の船舶に乗組み、船舶の運航に関する業務(甲板部の業務)を3年以上(うち1年は、航海当直部員としての乗船履歴が含まれていること)行った履歴を有する者
- ② 前記①の履歴に六級海技士(航海)の受験に必要な履歴が含まれていること。
- ③ 必要履修科目(航海、運用、法規)に関する基礎的な知識について行う入学試験に合格した者、又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者であること。
- ④ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則に定める海技士の身体検査基準に達していること。
この基準に達しなければ、講習を修了しても免許は取得できません。

※ 別紙の基準をご確認ください。

※ 内燃機関6級海技士(機関)の場合

- ① 総トン数5トン以上の船舶に乗組み、機関の運転に関する業務(機関部の業務)を3年以上(うち1年は、機関当直部員としての乗船履歴が含まれていること)行った履歴を有する者
- ② 前記①の履歴に内燃機関六級海技士(機関)の受験に必要な履歴が含まれていること。
- ③ 必要履修科目(機関その1、機関その2、執務一般)に関する基礎的な知識について行う入学試験に合格した者、又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者であること。
- ④ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則に定める海技士の身体検査基準に達していること。
この基準に達しなければ、講習を修了しても免許は取得できません。

※ 別紙の基準をご確認ください。

4 入学及び受講の方法

まずは電話でお問い合わせ、お申し込みください。

受講資格、講習内容、入学及び海技免状取得に必要な書類等の詳細をご案内いたします。

その上で、入学及び海技免状取得に必要な書類をそろえて募集締切日までに本学院に届くよう、ご送付ください。(必要書類については裏面も参照してください)

☆ お問い合わせ・お申込みは ☆

〒722-0025 広島県尾道市栗原東二丁目18番43号
一般財団法人 尾道海技学院 六級養成担当へ
TEL (0848) 37-8111 FAX (0848) 37-8110
E-Mail : onomichi@marine-techno.or.jp

一 入学及び海技免状取得に必要な書類

- ① 六級海技士（航海）第二種養成施設入学申請書（裏面に所定の乗船履歴が記載されていること。）
- ② 海技免許講習受講申込書
- ③ 写真 **8枚**（サイズ：縦3cm × 横3cm 枠無し、正面、無帽、無背景[身体検査証明書]に貼る1枚を含む）
- ④ 所定の乗船履歴を証明する書類（船員手帳等）
- ⑤ 本籍地記載の住民票 **1通**
- ⑥ 海技士身体検査証明書（海技士身体検査証明書 第7号様式 試験開始期日前6月以内に受診したもの）
※必ず船員法で定める指定医で受診してください（詳細は下記「海技士身体検査基準」及び別紙参照）
- ⑦ 認印
- ⑧ 所有海技免状及び操縦免許証のコピー（所有者に限る）
- ⑨ 海事代理士に国家試験申請と免許申請の手続きを委任する場合は、**免許申請にかかる委任状 1通**
※ 身体検査の国家試験を後日受験する場合や、国家試験の申請をご本人が行うか、他の海事代理士に依頼される場合はお申し出ください。手続きのご案内をいたします。

二 海技士身体検査基準【平成26年4月1日改正】

必ず船員法で定める指定医で受診してください。詳細については別紙をご参照ください。

- ① 視力 **航海科・・・各眼で0.5以上であること（矯正視力可）**
機関科・・・両眼で0.4以上であること（矯正視力可）
- ② 色覚 **船舶職員としての職務に支障をきたすおそれのある色覚異常がないこと。**
- ③ 聴力 **5メートル以上の距離で話声を弁別できること。**
- ④ 疾病及び身体機能の障害の有無
心臓疾患、視覚機能の障害、精神の障害、言語機能の障害、運動機能の障害、その他の疾病又は身体機能の障害により、船舶職員としての勤務に支障をきたさないと認められること。

三 受講料（教本代を含む）・申請手数料・宿泊費等

※講習の開催が決定し、必要書類をすべて提出して、受講いただけることが確定してから同封の払込用紙にて受講料をお振込みください。

| | (航海12日間コース) | (機関12日間コース) |
|--------------------|-----------------------------|----------------|
| ① 六級海技士養成講習 | 198,000 | 198,000 |
| ② 海技免許講習受講料 | 53,920 | 40,400 |
| ② プリント代 | 6,380 | 6,380 |
| ④ 海事代理士申請手数料（印紙代含） | 11,500 | 11,500 |
| ③ 履歴証明書作成手数料 | 5,020 | 5,020 |
| ⑥ 免許申請料（印紙代含） | 9,960 | 9,960 |
| 受講料総額 | 284,780 | 271,260 |
| ⑦ 宿泊費（食事なし 1泊） | 5,200円 ~（提携ホテル、民宿をご案内いたします） | |
| ⑧ 昼食代（1食） | 420円 | |

注1：海技免許講習受講料明細（②の費用の内訳・教材費含む）

| 航海 | レーダー観測者（3日間） | 13,520円 | 機関 | | |
|----|--------------|---------|-----------|--|---------|
| | 救命講習（2日間） | 29,120円 | 救命講習（2日間） | | 29,120円 |
| | 消火講習（1日間） | 11,280円 | 消火講習（1日間） | | 11,280円 |

※海技士（航海）若しくは海技士（機関）の免状を所有している方は、講習科目が免除される場合があります。